



評 定 書 (設備等)

申込者 ナジコイーエス株式会社 代表取締役 中村輝樹 様
東京都江東区木場 2-17-12SA ビルディング 2 階

件 名 エンジン付排煙機
エンジン・モーター両駆動型排煙機

令和 4 年 8 月 1 8 日付けで、評定申込みのあった本件については、下記のとおり申込みの範囲において妥当なものであると判断します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和 9 年 9 月 1 1 日までとします。

令和 4 年 8 月 1 8 日



記

1. 評定申込事項

本件は、建築基準法施行令第 126 条の 3 に規定する排煙設備のうち、火災時に生ずる煙を有効に排出するために必要な「排煙機」としての機能について評定の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分 更新

3. 評定をした設備等 別紙 1 のとおり

4. 評定の内容 (1) 方法

防災機器性能評定委員会（委員長 工学博士 小峯裕己）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行った者である。

(2) 審査内容 別紙 2 のとおり

5. 付帯条件

当該機器に使用する送風機は、一般財団法人日本建築センターにて以下の評定を取得したものである。

BCJ 評定-BE0027-05、BCJ 評定-BE0028-05（株式会社荏原製作所）

BCJ 評定-BE0029-02、BCJ 評定-BE0030-02（株式会社ミツヤ送風機製作所）

6. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の製品の製造及び工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。